

関西学院大学体育会アイスホッケー部

新月会 会則

(2023年3月 改訂版)

第1条 本会は関西学院大学体育会アイスホッケー部新月会と称する。

第2条 本会は会員相互の融和と親睦を図ると共に母校アイスホッケー部の進展とアイスホッケー部の振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の融和、親睦に関する事業。
- (2) 関西学院大学アイスホッケー部進展に関する事業。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会は関西学院大学卒業生にして体育会アイスホッケー部に在籍していた者並びに当アイスホッケー部に功績があり総会の承認を受けた者をもって組織する。

第5条 本会の組織は次の通りとする。

- (1) 会長……………1名 本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長……………若干名 会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 学生部長……………1名 学院の教職員で現役を代表する部長として活動する（会費は免除）
- (4) 幹事長……………1名 幹事の職務を統括する。
- (5) 副幹事長……………若干名 幹事長を補佐し幹事長に事故ある時はこれを代行する。
- (6) 幹事……………若干名 会員相互の連絡を図り本会の事業を計画すると共に総務、会計、渉外、学生（現役担当）の職務を執行する
- (7) 会員…………… 第4条に該当する者全員。
- (8) 東京支部支部長……………1名 会長を補佐し関東地区の融和、親睦を図る。

第6条 会長、副会長、幹事長は総会において会員中より選出する。副幹事長並びに幹事についても会員中より選出するが会長は必要に応じこれを増員することが出来る。

第7条 会長、副会長、幹事長、副幹事長並びに幹事の任期は、会長選任日より1期3年とし再任を認めるが、連続としての任期は6年までとする。

(1)留任はこれを妨げない。

(2)欠員が生じた場合には会長は残余の期間を補充するためにその任務にあたる者を任命する。

(3)辞任するに際してはその理由を会長に報告するものとし、会長は相応の理由ありと認めた場合、これを受理する事が出来る。

(4)副会長、幹事長、副幹事長並びに幹事の任期開始日は、会長選任日に遡ることとする。

第8条 会長は次の任にあたる者を学生委員から選任し当総会において承認された後関西学院大学体育会アイスホッケー部に対して推薦するものとする。

(1) 総監督 1名 (但し監督と兼務する事が出来る)

(2) 監督 1名

注：監督（総監督を含む）の役割

- ① アイスホッケーを通して技術の向上を図ることは勿論のこと各人の心身を鍛え立派な社会人として世に送り出すこと
- ② 本会と学生の相互の融和と理解を深めるように努めること
- ③ コーチ・トレーナーを任命し会長に報告すること
- ④ 学院より学生に対する重要な要所事項並びに学生に関わる重大事態が生じた時はその都度遅滞なく会長に報告、承認を得ること

第9条 本会は監督（総監督を含む）を関西学院大学体育会監督会に対して学生部長と共に推薦するものとする。

第10条 会長は K.G.Athletic Association の幹事として渉外委員より選任し K.G.A.A に推進するものとする。

第11条 総会は会長の招集により毎年、開催するものとする。

(1) 会長は必要に応じ臨時総会を開催することができる。

(2) 総会の議長は会長が行う。但し会長はその任務を代行できる者を議長として任命することが出来る。

第12条 総会は次の事項を議決する。

(1) 会則の改廃並びに追加

- (2) 会長、副会長、幹事長、副幹事長、並びに幹事の選出
- (3) 前年度会計報告の承認
- (4) 会費の変更
- (5) その他必要と認められた事項

第13条 総会の議決は出席者の過半数をもって決定する。
ただし、重要な事項と会則の変更についてはこの限りではない。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第15条 本会の運営は会員の会費をもって運営する。
(1) 会費は年額12,000円とする。
(ただし、30才未満の会員は年額6,000円とする。)

第16条 会員の学生に対する援助は会費とは別に留意の寄付金をもって行うものとする。

第17条 本会は如何なる事由があっても解散等の行為はできない。

第18条 本会員として不徳の行為があった時は総会においてこの者を除名することが出来る。

第19条 会長は関西学院大学体育会アイスホッケー部の発展に尽力した者に対し賞することが適当とする場合に限り総会に推挙し決定するものとする。

第20条 本会則は平成12年1月1日より執行する。

第21条 本会は事務所を次におく。

《事務局本部》

〒662-8501

兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

関西学院大学体育会アイスホッケー部 新月会

(関西学院大学 国際学部事務室 中田 和貴)

T E L : 0798-54-6072

F A X : 0798-54-6082

《学生担当》

〒662-8501

兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

関西学院大学体育会アイスホッケー部 監督 藤井 愛一郎

(関西学院大学 学長室)

T E L : 0798-54-6100